

## 文科省の給特法等の一部改正の施行に向けた通知について

文科省は6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に向けた通知を、9月26日、各教育委員会に発出しました。留意事項の多くは、国会審議において採択された附帯決議に盛り込まれていたものです。同時に、総務省が市町村長等に対して、学校に対する労働基準監督機関としての職権の行使を求める通知も発出されました。今回は、これらの内容について、拡大版4ページでお送りします。 ※→は筆者の解説

野川 孝三（教育総研特別研究員）

### 服務監督教育委員会が定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」について

服務監督教育委員会は、指針の内容に即して、計画を定め、実施する必要があること。計画に定める業務量管理・健康確保措置の具体的な内容及び実施方法については、指針の内容に即して、地域の実情に応じて決めていただくものとしていること。

→服務監督教育委員会が定める計画は、文科大臣告示である指針に即す必要があるが、地域の実情に応じて決めるものであるとしている。

各教育委員会における計画の策定状況等については、今後フォローアップを行う予定であること。

教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減するとの目標は、各教育職員において1箇月時間外在校等時間が30時間となるまで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、服務監督教育委員会においては、教育職員の健康及び福祉を確保する観点から、一層の時間外在校等時間の縮減に取り組んでいただきたいこと。

事務職員をはじめとするそれ以外の職員についても、校務運営を円滑に進めるために欠かせない職員であることから、各教育委員会においては、共同学校事務室の設置や事務職員の研修の実施等に努めるとともに、校長等の学校の管理職においては、組織マネジメントを適切に行うことにより、事務職員等を含めた教職員一人一人が働きやすい職場環境を構築することが重要であること。

→指針に掲げる措置は、教員を対象としているが、事務職員・栄養職員などの職員の働き方改革の構築にも言及している。

### 時間外在校等時間の記録について

校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ると考えられるため、適切に対応する必要があること。

→時間外在校等時間は、休憩時間中の取れなかった休憩時間分や個人の判断で行った週休日・休日の勤務も含まれることになっている。このことを含め、正確に勤務時間を記録することについて、教育委員会関係者、学校の管理職は肝に銘ずべきである。

時間外在校等時間の上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成するために、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないこと。

## 教育委員会と校長に職員への安全配慮義務があることについて

服務監督教育委員会及び学校の校長は、教育職員の心身の健康を損なうことがないように注意する安全配慮義務があり、安全配慮義務違反が認められる場合、状況によっては損害を賠償する責任を負う可能性もあること。

→通知は教育職員となっているが、服務監督教育委員会及び校長は、事務職員や栄養職員等も含め安全配慮義務がある。

## 担任手当への義務教育等教員特別手当の加算について

義務教育等教員特別手当について、今般の改正は、これまで一律に算定されていた義務教育等教員特別手当の額について、その額を校務類型に係る困難性その他の事情を考慮し、それに応じて算定することとするものであり、特定の校務類型を担当する教員に限り義務教育等教員特別手当を支給するという趣旨ではない。複数担任制などによる学級運営を行っている実態がある場合には、その実態に即した義務教育等教員特別手当の支給額を条例において定めることは差し支えないこと。

義務教育等教員特別手当の国庫負担金の限度額算定では、1学級当たりで評価することとし、学級の数为基础に算定することとしている・・・。

→担任には義務教育等教員特別手当が加算されて支給されるが、この文章は、担任加算は別にして、教員に義務教育等教員特別手当が一律支給されることを表している。なお、義務教育費国庫負担金は、担任分として1学級当たり月3000円が、自治体の担任分の加算支給の有無に関係なく、自動的に都道府県・政令市に交付される。したがって、複数担任をとっている場合でも、義務教育費国庫負担金は月3000円のままである。また、義務教育費国庫負担金は、総額裁量制となっていることから、仮にある都道府県・政令市が担任に月3000円加算支給しない場合でも、それを文科省へ返納することは求められない。教職員の人件費として他に使うことが可能である。

## 主務教諭の設置について

主務教諭の設置に関わらず、教諭の職務内容・職責に変更がないことを踏まえ、関係法令のよって適切な教諭の給与水準の確保に努めること。

→教員の給与決定権限は都道府県・政令市にある。給与の最終の決定権限はないが、文科省は、主務教諭を設置したとしても教諭の職務内容・職責に変更がないことから、暗に、教諭の給与水準を引き下げることはあってはならない、としている。

主務教諭についての職務は、例えば、教育相談や特別支援教育に関する連絡調整などの児童生徒への必要な対応や、校内研修、学校安全、情報教育、道徳教育といった学校横断的な取組への対応などについて担当し、教職員間の総合的な調整を行うことが考えられること。

→主務教諭の職務は、あくまでも例示である。主務教諭は都道府県・政令市による任意設置であることや、具体的職務内容も自治体や学校段階で決められることから、主務教諭の発令数に文科省の縛りはない。都道府県・政令市が初年度から何人発令したとして

も、その人数分の主務教諭用の高い義務教育費国庫負担金が文科省から自動的に交付されることになる。なお、主務教諭を発令する場合、何らかの選考が必要となるが、文科省が選考方法について、何か言うことはないだろう。

## 臨時的任用教員の給与決定について

(臨時的任用教員の給与決定について) ・・常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けを行ったり、・・といった取扱いは改める必要があることに留意・・教師の処遇改善の趣旨を踏まえ、改めて、適切に対応すること。なお、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定に当たっては、教諭、講師などの職ごとの数を踏まえて行うこととしている。

→文科省は、**臨時的任用教員は、常勤である教諭と同等の授業等の職務を行っているのだから、1級格付け(講師)ではなく、全員を教諭と同じ2級格付け(教諭)にすることができるので適切に対応することを求めている。**また、義務教育費国庫負担金については、各県・政令市が**2級格付け(教諭)した臨時的任用教員の人数分通り、講師より金額が高い設定の教諭として取扱い算定する**としている。

## 幼稚園教員について

(幼稚園教員に対しては) **教職調整額を支給しなければならない**こととされているとともに、・・その職務と責任の特殊性にふさわしい給料表が適用されるべきものであり、・・**義務教育等教員特別手当の支給対象**となっていること。各都道府県・指定都市においては、・・給与上これらの措置が講じられていない市町村に対して、幼稚園教員の**給与制度にのっとり、十分な指導をされたい**こと。文部科学省においては、教職調整額の支給状況について、別途把握する予定としていること。

→幼稚園教員も教職調整額と義務教育等教員特別手当の支給対象であることから、未支給の自治体の改善を求めるもの(ただし、教職調整額については、今回の増額の対象ではなく4%のまま)。

## 校長等管理職の人事評価の評価項目について

(校長等管理職の) 評価項目に教職員の勤務実態を踏まえた業務全般の見直し・縮減、各教職員の業務分担の見直しや適正化・標準化、効率的・効果的な組織運営、教職員の健康及び福祉に配慮した職場環境整備などの学校における働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、管理職としての資質能力の向上につながる適切な指導を行うこと。

→事務職員・栄養職員を含む**教職員の働き方改革につながるための、校長等管理職に対する人事評価項目の設定を求めている。**通知に添付されている「業績評価の目標や達成状況等の記載参考例(イメージ) <管理職用>」において、校長自身が設定する、業務改善やワーク・ライフ・バランスの推進目標の例示もされている。

## 学校徴収金の公会計化等のとりくみについて

服務監督教育委員会は、学校又は教育職員の業務の分担の見直しや適正化を進めるに当たって、学校徴収金の公会計化等の地方公共団体が主体となる取組の推進や、支援スタッフ等の充実に係る予算措置等、引き続き主体的な役割を果たす必要があること。

→文科省が学校給食費以外を含む学校徴収金の徴収・管理については「基本的に学校以外が担うべき業務」としていることをふまえたものである。

総務省が首長等に、学校に対する労働基準監督機関としての職権の行使を求める通知を发出

総務省は、9月26日、文科省の「教育職員の健康及び福祉の確保を図るために教育委員会が講ずべき措置に関する指針」の一部改正等を受けて、市町村長・人事委員会に、学校に対する労働基準監督機関としての職権の行使を求める通知を出した。通知の中で、「県費負担教職員に対する労働基準監督機関は、当該市町村長（人事委員会を置く市においては人事委員会）となることから、当該市町村においては、県費負担教職員の監督に係る庁内の体制や当該監督に係る具体的な方法（調査の実施方法や調査結果を踏まえた対応等）について改めて確認されたい。」とし、次のとりくみ事例を示している。学校の働き方改革推進のために、全国の市町村長が職責を果たすことが求められる。

<労働基準監督機関としての取組事例>

- ・ 監督対象の事業場について書面調査を実施し、その結果を踏まえて選定した事業場に対して実地調査を行っている。
- ・ 数年で監督対象の事業場を一巡するよう実地調査を行っている。
- ・ 毎年調査テーマを決め、それに応じた対象事業場を抽出して書面調査とヒアリングを実施している。
- ・ 管理担当職員（学校においては副校長、教頭等）等に対して、労働基準法や労働安全衛生法に関する諸手続について研修を行っている。
- ・ 学校を含む監督対象の事業場を対象に、労働関係法令等の解説を中心とする研修を行っている。

### 【文科省通知】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）

[https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt\\_syoto01-000045031\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt_syoto01-000045031_01.pdf)

### 【総務省通知】

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001032886.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001032886.pdf)